

平成 26 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

京都工芸繊維大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	7
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 学習成果	28
基準7 施設・設備及び学生支援	30
基準8 教育の内部質保証システム	36
基準9 財務基盤及び管理運営	39
基準10 教育情報等の公表	45
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正 昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和 夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘 一	大妻女子大学長
児玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭 一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第5部会)

○ 梶谷 誠	電気通信大学学長顧問
○ 梶山 千里	福岡女子大学理事長・学長
金井 雄 一	名古屋大学教授
○ 下條 文武	新潟大学名誉教授
◎ 児玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
永津 雅 章	静岡大学創造科学技術大学院長
○ 西 永 頌	東京大学名誉教授
野澤 康	工学院大学副学長
花泉 修	群馬大学教授
森 明 子	人間文化研究機構国立民族学博物館教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 泉 澤 俊 一	公認会計士、税理士
○ 梶谷 誠	電気通信大学学長顧問
竹内 啓 博	公認会計士、税理士
山本 進 一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

京都工芸繊維大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育における科目選択の幅を持たせることを目的として、京都府立大学、京都府立医科大学とともに京都三大学教養教育研究・推進機構を設置し、3大学連携による教養教育共同化の体制を学年暦の調整等を含めて実現している。
- 人材育成計画に基づき、平成20年度に「若手教員海外研究派遣事業」を、平成22年度に「稲盛財団・KIT若手研究者支援プロジェクト」を発足させている。
- 平成24年度及び平成25年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「テニュアトラック普及・定着事業」に採択され、テニュアトラック教員を数人採用するなど、若手研究者の育成を進めている。
- 平成25年度に、舞鶴工業高等専門学校との共同申請による「京都の産業・文化芸術拠点形成とK16プロジェクト」が、文部科学省大学COC事業に採択され、京都に関する学習を行う科目群を充実させ、地域に関する学習を必修化している。
- 平成26年度に「OPEN-TECH INNOVATION～世界に、地域に、社会に開かれた工科大学構想」が、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択され、グローバル化を地域から牽引することを目指している。
- 文部科学省より教育の質の向上に向けた大学教育改革の取組等として支援を受け、平成25年度においては「遺伝資源キュレーター育成プログラム」「昆虫バイオメディカル教育プログラム」「建築リソースマネジメントコース」「繊維・ファイバー工学コース」の4つの特別教育プログラムを展開している。また、平成26年度においては、「建築リソースマネジメントコース」の科目を正規課程に組み込んで実施しているほか、それ以外の3つの特別教育プログラムについても継続実施している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学生生活実態調査を学部学生対象、大学院学生対象を隔年で交互に行い、学習面と生活面の実態調査を行っているが、設問は学生の意見、感想を典型的に選択させる内容のものが多く、必ずしも学生のニーズを適切に把握するものとなっていない。
- 大学院学生について授業評価アンケートを実施しておらず、学習の達成度や満足度の把握が不十分である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、通則第1条において「工芸及び繊維に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授し、研究すること」と定めている。この目的を具体化するため、「本学の理念」を定めているほか、中期目標において「国際的高度専門技術者の育成」としている。

また、工芸科学部履修規則第1条の2において教育目的を課程ごとに定め、当該専門分野の知識を身に付けた人材を育成することを目的としている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第2条において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と定めている。

また、専攻の教育研究目的は大学院工芸科学研究科履修規則第4条第1項で博士前期課程、博士後期課程各々において専門分野ごとに定められた知識、能力を身に付けた人材を育成することとしている。例えば、博士前期課程の応用生物学専攻においては、教育研究上の目的を「分子から生態までの広範な領域の生命現象に関する基礎知識を修得するとともに、その有効利用のためのバイオテクノロジーを活用して、将来に向けた新しいライフサイエンス時代を担うことができる研究技術者の育成を目指す」とし、博士後期課程の生命物質科学専攻においては「物質科学から生命科学にいたる非常に幅広い領域を基盤として、21世紀の持続可能な社会を実現するテクノロジーを探究し、生命と自然への深い理解、豊かな創造力、急速な技術革新と社会環境の変化に対応しうる応用力、さらに国際性と主体性を併せ持ち、高度な機能をもつ物質・材料を創生しうる行動力あふれる人材を育成する」としている。他の専攻においても、同様に教育研究上の目的が定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部は工芸科学部のみを置き、3学域9課程と先端科学技術課程（夜間主コース）を置いている。

- ・ 生命物質科学域（4課程：応用生物学課程、生体分子応用化学課程、高分子機能工学課程、物質工学課程）
- ・ 設計工学域（4課程：電子システム工学課程、情報工学課程、機械システム工学課程、デザイン経営工学課程）
- ・ 造形科学域（1課程：デザイン・建築学課程）

この構成は、平成18年度に、幅広い教養と高い倫理性を有し、自らの構想力と遂行力によって、21世紀の産業、社会、文化に貢献できる工科系専門技術者を養成することを目的として改組され、平成26年度に一部の課程の名称変更が行われたものである。

これらのことから、学部及びその課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育は、言語教育科目と人間教養科目の2群からなる全学共通科目により行われている。言語教育科目は英語、ドイツ語、フランス語、中国語から構成され、人間教養科目はK I T教養科目、基本教養科目、体の科学の3群から構成されている。

教養教育の運営に関しては、教務委員会に教養教育専門部会、言語教育専門部会を置き、開講科目、担当体制等を管理している。教養教育を受け持つ特別の教員組織は設置しておらず、工芸科学研究科及び教育研究センターの専任教員が分担し担当している。

また、基本教養科目における選択の幅を持たせることを目的として、京都府立大学、京都府立医科大学とともに京都三大学教養教育研究・推進機構を設置し、3大学連携による教養教育共同化の体制を学年暦の調整等を含めて実現している。平成26年4月より68科目を開講し、うち30科目を当該大学が提供している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程は、工芸科学研究科博士前期課程と博士後期課程から構成されている。

- ・ 生命物質科学域（博士前期課程4専攻：応用生物学専攻、生体分子工学専攻、高分子機能工学専攻、

物質工学専攻、博士後期課程 1 専攻：生命物質科学専攻)

- ・ 設計工学域 (博士前期課程 4 専攻：電子システム工学専攻、情報工学専攻、機械システム工学専攻、デザイン経営工学専攻、博士後期課程 1 専攻：設計工学専攻)
- ・ 造形科学域 (博士前期課程 2 専攻：デザイン学専攻、建築学専攻、博士後期課程 2 専攻：デザイン学専攻、建築学専攻)
- ・ 独立専攻 (博士前期課程 2 専攻：先端ファイブ科学専攻、バイオベースマテリアル学専攻、博士後期課程 2 専攻：先端ファイブ科学専攻、バイオベースマテリアル学専攻)

このことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究を担う次の 14 センター等が設置されている。

- ・ 工科系大学として備えるべき教育研究上の全学的課題を取り扱う組織：情報科学センター、環境科学センター、機器分析センター、アイソトープセンター
- ・ 教育課程上の要件となる組織：生物資源フィールド科学教育研究センター、ものづくり教育研究支援センター
- ・ 教育研究上の特色をより鮮明に発揮するための組織：美術工芸資料館、ショウジョウバエ遺伝資源センター、繊維科学センター、昆虫バイオメディカル教育研究センター、伝統みらい教育研究センター
- ・ 教育研究の社会連携を強く考慮して設置された組織：創造連携センター、知的財産センター、ベンチャーラボラトリー

センター等に所属する教員は、学部・大学院の教育を担当するとともに、センター等の構成や特色を反映した科目群を提供している。

これらのことから、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項の審議は教育研究評議会と教授会が行っている。教育研究評議会は、教育研究に係る重要事項、中期計画、学則、教員人事、教育課程の編成方針等についておおむね月 1 回審議している。

工芸科学部及び工芸科学研究科にそれぞれ教授会を置き、教育課程の編成、学生の入学・卒業等に関する具体的事項を審議している。教員の大半は研究科に所属しているため、教員人事に関し教授会が審査を行うとされている事項については研究科教授会が扱っている。教授会が審議を付託した定型的審議事項については、代表者による会議を設置し、迅速で円滑な運営を図っている。学士課程の教育活動については工芸科学部課程長等会議が、大学院課程の教育活動については工芸科学研究科専攻長等会議が設けられている。平成 25 年度には、学部教授会 2 回、課程長等会議 12 回、研究科教授会 11 回、専攻長等会議 10 回

を開催している。

教育課程や教育方法等については、教育システム全般に係る事項を総合教育センターが検討し、学士課程及び大学院課程の教育課程や教育方法に係る事項は、学部及び研究科の教務委員会がそれぞれ所掌している。学部においては、教務委員会の下に教養教育専門部会、言語教育専門部会及び教職教育専門部会を設置している。

総合教育センターは、学長が指名する副学長、副研究科長、各学域長、基盤科学系長、事務局長、学務課長等から構成され、その中に、教育プログラム改革、教育評価・FD、地域連携教育の各部会を設置している。教育プログラム改革部会では教育方法の改善や新規教育プログラムの開発等に関する事、教育評価・FD部会では授業評価、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、教育に関する自己点検・評価、その他教育実態や成果の調査に関する事、地域連携教育部会では高大連携、他大学との連携、その他地域連携に関する事をそれぞれ審議している。総合教育センター運営委員会は平成25年度には7回開催し、教養教育の運営組織、「KITスタンダード」事業の改善、クォーター制の試行実施等について審議している。

学士課程及び大学院課程の各教務委員会は、平成25年度には、工芸科学部教務委員会6回、工芸科学研究科教務委員会7回を開催し、学年暦、教科課程表、授業時間割等について審議している。また、工芸科学部教務委員会教養教育専門部会、工芸科学部教務委員会言語教育専門部会、工芸科学部教務委員会教職教育専門部会も必要に応じて開催され、それぞれの教育課程等について審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教養教育における科目選択の幅を持たせることを目的として、京都府立大学、京都府立医科大学とともに京都三大学教養教育研究・推進機構を設置し、3大学連携による教養教育共同化の体制を学年暦の調整等を含めて実現している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員の大半は大学院工芸科学研究科に配置され、学部及び大学院における教育研究を行う。一部の教員は教育研究センター等に配置され、科目の提供、学生の研究指導その他を通して、学部及び大学院の教育研究に協力している。

教員組織は、「部門」から構成され、教員は専門分野等に応じ部門に配置されている。平成22年度からは、部門をまとめた4つの学系（生命物質科学系、設計工学系、造形科学系、基盤科学系）を設置している。教育組織としては、学部の課程・大学院の専攻をまとめた「学域」を設置している。教員組織としての部門は教育組織としての課程や専攻に、教員組織としての学系は教育組織としての学域に相応している。

なお、教育組織における課程、専攻及び学域、教員組織における部門及び学系にはそれぞれ長を置き、責任の所在を明確にするとともに、全学的な連絡調整の場として、大学運営連絡会議等を設けている。教育研究センター等においても同様に、それぞれ長を配置し、責任の所在を明確にするとともに、センター間の連絡調整の場として、教育研究推進支援機構管理委員会及び連絡会議等を設けている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任270人（うち教授121人）、非常勤45人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

各科目群の必修及び選択必修科目における専任の教授又は准教授の担当比率は、必修98%、選択必修81%、必修と選択必修を合わせた担当比率は84%となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定

められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 工芸科学研究科：研究指導教員 234 人（うち教授 128 人）、研究指導補助教員 53 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工芸科学研究科：研究指導教員 126 人（うち教授 115 人）、研究指導補助教員 96 人

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

平成 17 年度に策定した「人事基本方針」「教職員の研修等による全学的な人材育成計画」「人材確保のガイドライン」により、組織及び教育研究活動の活性化を図っている。

教員の雇用は、公募により広く学内外から人材を求めることを原則としている。また、任期制の導入により、平成 19 年度以降に採用・昇任したすべての講師及び、助教、助手については、任期付きの雇用となっており、さらに教育研究センターにおいては、教授、准教授についても任期付きの雇用を行っている。任期付教員の数、教授 4 人、准教授 5 人、講師 4 人、助教 31 人、助手 1 人である。

教員の年齢構成は、平成 26 年 5 月の時点で、25～ 34 歳が 13 人(4.4%)、35～ 44 歳が 71 人(23.9%)、45～54 歳が 101 人(34.0%)、55～ 64 歳が 110 人(37.0%)、65 歳以上が 2 人(0.7%)となっている。

平成 20 年度に男女共同参画推進部会を設置し、平成 24 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採択されたことを契機に、平成 24 年度に K I T 男女共同参画推進センターを設置している。これにより研究や子育て等に係る体制を充実させ、出産・育児・介護等に伴い教育研究活動への支援を要する教員への研究支援員の配置、女性教職員・学生のための交流スペース「K I T 交流サロン」の設置、講演会や情報発信による意識啓発等様々な事業を展開している。平成 17 年度に女性教員の占める割合を教員の 10%とする目標を設定し、平成 25 年度には 10.3%、平成 26 年度には 11.0%となっている。

民間企業出身の研究者や京都の伝統工芸士をはじめ、教育研究に関連する分野において卓越した能力を有する人材を特任教授、特任准教授、特任助教として平成 17 年度から任命しており、80 人が在籍している。

また、人材育成計画に基づき、職種、経験別に研修等が体系化されており、平成 20 年度に「若手教員海外研究派遣事業」を発足させたほか、平成 22 年度に「稲盛財団・K I T 若手研究者支援プロジェクト」を発足させるなど、若手教員の教育研究力の向上を目的とした事業を行っている。平成 24 年度及び平成 25 年度には文部科学省科学技術人材育成費補助事業「テニューアトラック普及・定着事業」に採択され、これまでテニューアトラック教員として 4 人を採用するなど、優秀な若手研究者の育成を進めている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員採用は公募を原則としており、学内教員も、昇格に際し教員公募に応募し、選考を受けることとしている。

教員採用に当たっての基準は、教授、准教授、講師、助教に対し、教員選考基準において規定しており、これに基づき判定している。

選考に際し、工芸科学研究科教授会あるいは教育研究推進支援機構管理委員会の下に選考委員会を設け、必要な調査を行っている。工芸科学研究科における選考は、大学院工芸科学研究科教員候補者選考細則に従って審議され、教育研究センター等における選考は、教育研究推進支援機構管理委員会申合せに基づき審議している。

最終的な選考は、工芸科学研究科教授会又は教育研究推進支援機構管理委員会の審議内容を踏まえ、教育研究評議会の審議を経た後、学長が決定している。また、任期付教員の任期満了に伴う再任審査に関しては、教員の任期に関する規則及び任期制教員の再任審査基準に基づき、当該教員の任期中の勤務成績や業績を評価の上、工芸科学研究科教授会又は教育研究推進支援機構管理委員会において審査・承認された候補者について、教育研究評議会の審議・承認を経て学長が再任を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の評価は業務評価と勤務成績評価に分けて実施している。前者の結果は勤勉手当に、後者の結果は昇給に反映させている。

業務評価については、教員個人が年間の業務計画を立て、評価者（部門長、学系長、研究科長、センター長、機構長等）に提出し、当該計画に基づき、6か月ごとに自己評価を行い、それを評価者が評価している。

勤務成績評価については、工芸科学研究科及び教育研究センター等ごとに定める評価対象事項につき教員各自が自己評価を行い、それを評価者（部門長、学系長、研究科長、センター長、機構長等）が評価し、学長に提出している。学長は、役職員の中から学長が指名する委員によって構成される昇給審査会を設置し、その審査結果により、各教職員の昇給区分を決定している。

また、学長表彰制度を設け、特別昇給又は勤勉手当への反映を行っており、平成 20 年度以降では 3 人が表彰を受けている。

平成 22 年度から研究活動実績を予算配分に反映させる取組も実施しており、文部科学省の科学研究費補助金に 3 年連続で申請を行っていない教員に対し、当初予算の 2 分の 1 を留保する措置を講じている。また、平成 24 年度から新たに外部資金獲得に係るインセンティブ制度を設け、平成 24 年度は延べ 263 人に対し 13,953 千円を、平成 25 年度は、延べ 247 人に対し 14,467 千円を配分している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために事務及び技術組織が置かれている。教育活動の支援に直接関係している事務組織として、学務課 20 人、学生サービス課 13 人、国際企画課 12 人及び入試課 9 人を配置している。

学務課では、学士課程及び大学院課程の履修指導、教育課程の編成、在学証明書等の各種証明書の発行等の業務や教育改善のための各種企画・調査等を行っており、学生サービス課では、学生の課外活動支援、学生の奨学金等生活支援に係る事務、学生の就職支援等を行っている。国際企画課では、留学生の受入、生活指導、修学相談、その他相談に係る事務を行っている。入試課では、通常の入試業務に加えて、アンケートの実施、成績追跡調査、入学前学習の業務を、業務管理センターのアドミッションセンターと連携

し行っている。

技術組織としては、高度技術支援センターに27人が配置されている。同センターには、総括技術グループのほか、生物・化学・分析技術、情報技術、設計・加工技術の各グループが置かれており、それぞれの内容に応じて、学生の実験、演習等の教育支援や、課程・専攻等への技術支援やプロジェクト参画による研究、技術支援を行っている。

TAは、平成25年度においては延べ1,038人、総補助時間数は24,603時間であり、主に実験・実習系、演習系（語学を含む）科目で採用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成24年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採択されたことを契機に、「KIT男女共同参画推進センター」を設置し、研究や子育て等を支援する体制を充実させている。
- 人材育成計画に基づき、平成20年度に「若手教員海外研究派遣事業」を、平成22年度に「稲盛財団・KIT若手研究者支援プロジェクト」を発足させている。
- 平成24年度及び平成25年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「テニュアトラック普及・定着事業」に採択され、テニュアトラック教員として4人を採用するなど、若手研究者の育成を進めている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

工芸科学部では各課程・入試区分ごとに「人材育成の目標」「選抜の方針・ポリシー」「求める能力・適性」の項目を立て入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。それらにおいて、入学者選抜の基本方針を示すとともに求める学生像や求める学力を示している。「人材育成の目標」と「求める能力・適性」の項目は各入試区分で共通であるが、「選抜の方針・ポリシー」は試験形態に応じて定められている。

工芸科学研究科博士前期課程においても専攻・入試区分ごとに「人材育成の目標」「選抜の方針・ポリシー」「求める能力・適性」の項目について入学者受入方針を定めており、博士後期課程においては平成28年度入試において明文化する作業が行われている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程の入学者選抜は、一般入試、AO入試、社会人特別入試、私費外国人留学生特別入試及び3年次編入学により行われている。

一般入試においては、大学入試センター試験とともに個別学力検査を課している。AO入試では、大学入試センター試験及び個別学力検査を免除し、提出書類の審査及び課題提示、レポート作成、面接による選抜試験を行っている。社会人特別入試は、先端科学技術課程（夜間主コース）の入学定員の一部について社会人を対象として実施しており、大学入試センター試験を免除し、小論文、学力検査（科学基礎）及び面接並びに提出書類により総合的に判定している。私費外国人留学生特別入試では、先端科学技術課程（夜間主コース）を除く全課程で実施しており、大学入試センター試験を免除し、国内外で実施される日本留学試験の成績、TOEFLのスコア及び当該大学が行う小論文・面接の結果により総合的に判定している。

学士課程における3年次編入学試験では、推薦による選抜と一般による選抜を実施しており、推薦選抜は、高等専門学校成績優秀者を対象に出身学校からの推薦書・調査書及び面接の結果等を総合して判定している。一般選抜は、短期大学や高等専門学校の卒業生、専修学校専門課程修了者、大学卒業生、大学中途退学者及び大学評価・学位授与機構による学士の学位取得者を対象とし、学力検査、専門適性検査、面接等の結果を総合的に判定している。

博士前期課程の入学者選抜は、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試、推薦入学特別入試により行われる。一般入試第I期（8月下旬）では、基礎科目と専門科目の筆記試験及び口述試験を課し、外国語（英語）は筆記試験を行う4専攻を除き、TOEICスコアを必須としている。その他の試験区分

では、筆記試験あるいは口述試験（専門学力を問う）、英語（TOE I C又は筆記）及び面接等で選抜を行っている。

社会人特別入試は、全専攻において実施しており、英語（TOE I C又は筆記）、口述試験等に加え提出された出願書類を総合して判定を行っている。

外国人留学生特別入試は、全専攻において実施しており、外国語（TOE I C又は筆記）及び筆記試験（専門科目）、口述試験、実技試験並びに提出された出願書類を総合して判定を行っている。

推薦入学特別入試は、大学卒業見込者と高等専門学校専攻科修了見込者を対象とした枠を設け、それぞれについて2専攻を除く10専攻において実施している。選抜方法は、外国語（筆記又はTOE I C）、筆記試験（総合問題、小論文）、口述試験並びに提出された出願書類を総合して判定を行っている。

10月入学者選抜では、一般入試において1専攻、社会人特別入試及び外国人留学生特別入試において10専攻で実施し若干名を募集している。

TOE I Cスコアを使用する専攻では、外国語の筆記試験に代え、同スコアを各専攻の外国語の配点に換算し、点数化して英語の学力を評価している。

博士後期課程の入学者選抜では、一般入試、社会人特別入試、外国人留学生特別入試により行われている。選抜は、英語（筆記試験）と口述試験（研究分野に関連した科目についての専門的学力、修士論文、研究経過報告書、研究計画書等について実施）により行っている。さらに、全専攻が10月入学者選抜も行っており、3種別につき同様の筆記試験と口述試験を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部入試は、副学長を委員長とし、学部長、学域長、各学域から選出された教授からなる入学試験委員会によって実施している。入学試験の出題は入学試験委員会が設置する出題委員会が行い、これに採点担当者を加え試験を実施する。これらの委員・担当者は学長の直接委嘱とし、他の一般教職員には秘匿事項としている。また、採点時においても秘匿システムが敷かれ、採点者が受験生を特定できないシステムを構築している。

大学院入試に係る実施体制については、研究科教授会の下に研究科入学試験委員会を設置し実施している。実施に当たってはチェックシートに従い作問・点検等を行い、各専攻で取りまとめの上、専攻長等会議に提出している。

入試の実施について、副学長をセンター長とするアドミッションセンター、入学試験委員会、教授会が企画、実施、出題採点、合格候補者の決定等を分担し行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

アドミッションセンター（専任教員2人）を設置し、入学者受入方針に沿った学生の受入に係る検証を行っており、これまでに、前期日程と後期日程とのバランスの調整などを実現している。

全新生へのアンケートを毎年行い、結果を分析している。また、入学後の成績を追跡調査し、入試区分による学習成果の差異、入学課程や進学先による特徴等を分析し、その結果を各課程に提供している。

平成22年度後半より『アドミッションセンタージャーナル』を発行し、各種入試状況の分析等を学内教職員に知らせ、毎年の選抜方法の改善に役立っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・ 工芸科学部：1.03倍
- ・ 工芸科学部（3年次編入）：1.06倍

[博士前期課程]

- ・ 工芸科学研究科：1.08倍

[博士後期課程]

- ・ 工芸科学研究科：1.27倍

このことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

工芸科学部では大学の理念、学部の教育目的を達成するため5つの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

1. 社会人としての基本的教養とコミュニケーション能力を身に付け、かつ地球環境や芸術、文化への敬愛等を反映した人間性を涵養するため、全学共通科目（人間教養科目、言語教育科目）の修得を義務付ける。
2. 各専門課程の概要と教育研究分野の動向、その分野で必要な基本リテラシーなどを学ぶために、1年次に専門導入科目を設け、その修得を義務付ける。
3. 専門技術者としての基礎的な素養を身に付けるため、学域共通科目として専門基礎科目を設け、その修得を義務付ける。
4. 実践力の伴う専門職業能力を身に付けるために、実験・実習・演習等に重点を置いて体系化された課程専門科目を設け、その修得を義務付ける。
5. 専門技術者としての研究能力・開発能力を身に付けるために、先端科学技術課程（夜間主コース）を除いて、卒業研究の修得を義務付ける。

各課程は、これに基づき課程ごとの教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

工芸科学部の教育課程は、学部と課程ごとの教育課程の編成・実施方針に基づき、言語教育科目及び人間教養科目からなる全学共通科目と、専門基礎科目、専門導入科目及び課程専門科目からなる専門教育科目により編成されている。応用生物学課程の卒業生には学士（農学）、それ以外の課程の卒業生には学士（工学）の学位が与えられる。

言語教育科目は、英語、ドイツ語、フランス語及び中国語から構成され、人間教養科目はK I T教養科目、基本教養科目及び体の科学から構成されている。K I T教養科目は「K I T入門」「科学と芸術」「科学技術と環境」「科学技術と倫理」「ものづくりと技術戦略」「京の伝統文化と先端」の6つの科目から構成され、基本教養科目は「人と社会」「人と文化」「人と自然」から構成されている。「K I T入門」の科目には、21世紀知識基盤社会を担う専門技術者として備えておくべき知識と技能を体系付けて整理し、修得できる教育プログラム「K I Tスタンダード」を開設し、大学独自の試験（K I T検定）を実施して、検定合格者に単位を付与している。

専門教育科目では課程ごとに専門分野の授業科目を提供しているが、関連する課程をまとめた学域ごとに共通専門基礎科目として、数学、物理学、化学、生物学、情報、その他に区分された科目が提供されている。専門導入科目は1年次に履修することとしており、さらに1年次から4年次にかけて各課程に課程専門科目が設定されている。

これらの授業科目はすべて、課程ごとに科目区分、授業形態、配当年次、学期、単位数、履修区分（必修、選択必修、選択の別）、卒業に必要な単位数（卒業要件）を教科課程表としてまとめ、授業科目間の関連図、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ等としてその体系的性を履修要項において明確にしている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応える取り組みとして、履修制限の弾力化、他機関と連携した教育、インターンシップ教育及び社会からの要請を取り入れた教育等を実施している。

他課程講義科目の修得単位や単位互換協定に基づく他大学等での修得単位も一定条件下で卒業要件として認めている。単位互換協定は、専門教育については、京都府立大学、同志社大学、京都教育大学との間で締結しており、大学コンソーシアム京都とは包括的に協定を結んでいる。平成19年度からは、京都府立大学、京都府立医科大学との間で包括協定を結び教養教育単位互換を開始している。また、平成22年度からは、大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムにおいて、京都産業大学、京都ノートルダム女子大学、京都市立芸術大学と協定を締結し、単位互換を行っている。さらに、学生交流覚書を結んでいる海外交流大学（45大学）において修得した単位も認定可能としている。

インターンシップについては、専門教育科目の専門基礎科目として開設し、大学コンソーシアム京都でのインターンシップ・プログラムのほか、関係企業、公募企業等へ学生を派遣している。編入学者に対しては、編入学前に修得した単位の全部又は一部を認定している。

また、学部学生が、大学院博士前期課程の科目のうち、許可された科目を履修できる制度を設けている。なお、修得した単位は、大学院に入学した際に、大学院科目として単位認定を受けることができる。

教育の質の向上に向けた大学教育改革の取組を推進するための補助金である学部関連教育プログラムに申請し、6つの教育プログラムについて支援を受けている。このうち5つの教育プログラムにおける授業科目は、支援期間が終了した後も継続して開講されており、平成25年度においても992人の学生が受講

している。

このほか、平成 25 年度に、舞鶴工業高等専門学校との共同申請による「京都の産業・文化芸術拠点形成とK16 プロジェクト」が、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択され、京都に関する学習を行う科目群「京の伝統文化と先端」（KIT教養科目）を充実させ、地域に関する学習を必修化している。

平成 26 年度からは、学生の多様なニーズに応えるため、京都府立大学、京都府立医科大学と当該大学の3大学で教養教育の共同化を実施している。これにより、教養教育科目を大幅に増加させ、京都という地の地域的、歴史的、文化的特色を生かした「京都学」や、「リベラルアーツ・ゼミナール」等の3大学の学生間での交流や討論を促す学生参加型の授業科目を開設している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

先端科学技術課程（夜間主コース）を除く各課程の講義科目と演習・実験・実習科目との開講科目数での比率は、おおよそ7：3である。

また、すべての課程において、演習・実験・実習は、講義と連動する、あるいは講義を補完する科目に位置付けており、ほとんどの科目で、テーマや課題ごとに少人数かつグループでの受講形態としている。言語教育科目をすべて「演習（1単位）」とし、必修4単位（英語）を含む10単位を選択必修（先端科学技術課程を除く。）とし、また、演習・実験・実習科目の多くを必修とするなど、国際的に活躍できる高度専門技術者の育成に努めている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、学期あたり15週の授業を実施し、定期試験等の期間を含め年間35週の授業期間を確保している。

各授業科目の単位数は授業の形態ごとに通則において定めている。学習時間を確保するために、1年間に履修できる単位を48単位ないし50単位に制限するCAP制を採用している。（ただし、情報工学課程の1年次のみ60単位を上限としている。）

また、学習時間の実態を把握するため、平成 23 年度から学生の受講登録時に、授業期間中の1週間の過ごし方についてアンケートを行っている。平成 25 年度アンケートでは、前期授業期間の一週間における授業に関連する総学習時間の学部学生全体の平均は20時間15分であり、必ずしも十分ではない。

シラバスによって、授業の目的・概要、学習目標、授業計画、成績評価の方法及び基準等をウェブサイトで学生向けに公表し、周知を図っている。小テストやレポート課題を課すなどの授業時間外の学習を必要とする授業科目を設定するほか、学習時間の調査方法について検討を加え、より正確な情報を収集、分析する方策を検討している。

これらのことから、学習時間の確保には一層の措置が必要ではあるが、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学部の全授業科目についてシラバスを作成しオンラインで公開している。シラバスには、授業科目名、担当教員名、授業の目的・概要、学習目標、授業計画項目、履修条件、受講にあたっての留意事項、教科書／参考書、成績評価の方法と基準を記載している。準備学習に関する指示を記載する欄は設けられていない。教員が作成したシラバスは、総合教育センター教育評価・FD部会が点検している。

平成 20 年度の大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価で、オンラインシラバスの活用度向上が課題として指摘されたことに応じて、学生の履修登録時に必ずシラバスを確認するようにシステム化している。

平成 25 年度の授業評価アンケートにおけるシラバスの確認についての項目では、4段階中平均で3程度、また、受講登録時アンケートにおけるシラバスの確認についての項目では、90%程度の学生が確認していると回答しており、学生のシラバスの利用が示されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学習方法や基礎学力に問題のある学生に対し、課程ごとにスタディアドバイザー、学年担任、教科別担任等の教員、あるいはTAにより個別指導を行っている。

平成 22 年度から数学担当教員が指導し、学部3、4年次生及び大学院学生をTAに雇用して、初年級の数学に関する質問への回答や個別学習相談に応じる「数学サポートセンター」を開設している。

また、教員とTAで組織されたKIT外国語学習サポートグループが外国語自習の支援を行っている。自習室では、e-learning等を利用した外国語の学習サポートを提供しており、教室には複数のサポーターが常駐し、学習のサポートや外国語に関する相談受付を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

先端科学技術課程（夜間主コース）では科目の大半が6～7時限（17時50分から21時）に開講されており、学生は6～7時限の科目のみを履修・単位修得して卒業要件を満たすことができるように設計されている。昼間の他課程の講義科目を受講し単位を修得することもでき、そこで修得した単位は、42単位まで卒業要件単位数に含めることができるとしている。

課程の各年次生は約40人であり、少人数で授業を受けることができる。また、実験科目の代わりに演習科目を設けて講義科目を補完する工夫を行っており、オムニバス方式の授業のすべてで毎回の授業後にレポートを課すなど、夜間主コースの特性に配慮した指導を行っている。また、教室移動に時間を要することのないよう、授業は松ヶ崎キャンパス内の一つの講義棟で集中的に実施している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

工芸科学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、以下のとおり定めている。

「1. 未来を切り拓くことのできる科学技術力

- ・ 専門分野で未来を切り拓くために必要な基礎学力を有している。
- ・ 次世代を担う科学技術者として必要なリテラシーを有している。
- ・ 問題を発見し、論理的に課題を解決する能力を有している。
- ・ 国際的に通用する科学技術コミュニケーション能力を有している。

2. 地球環境と人類への敬意

- ・ 人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識している。
- ・ 人類が蓄積してきた学問、芸術、文化、産業についての敬意、知識を有している。

3. 基本的社会性と人間性の確立

- ・ 自己管理能力・自主学習力を有するとともに、他者との協調・協働もできる。
- ・ 自己と社会に対する高い倫理性を有する。
- ・ 社会の一員としての意識をもち、社会に福祉と安寧をもたらすための姿勢を有する。」

これに従い各課程の学位授与方針を定め、学生が身に付けるべき知識と能力を示している。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は履修規則で定められている。個別の授業科目における成績評価基準は、オンラインシラバスにおいて「成績評価の方法及び基準」という項目で示している。また、単位認定の方法と基準は履修要項及び課程における学年ごとのオリエンテーションやガイダンス等で、学生に対して公表・明示し、周知を図っている。

個別の授業科目の成績評価については、公表されている成績評価基準に従ってなされており、ほとんどの授業科目ではレポート、中間テスト、小テスト、最終試験の組合せによる評価方法を採用し、授業科目によっては授業の出欠状況・受講態度等を考慮している。成績評価ではGPA制度を採用しており学習の達成度により8段階で表している。この成績評価の結果に基づいて単位認定が行われている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は8段階で表し、これをGrade Pointに換算し、単位当りの平均値（GPA）として成績評価表に記載している。GPAは、卒業研究の配属先の選定、大学院推薦入試での被推薦者の選抜等で活用されるほか、外部に対する成績開示の際にも用いられている。

学生への成績発表は次学期開始直後に行い、学生本人の承諾を前提として保証人等にも成績を通知している。成績について異議等がある場合は、学務課を通じて教員に申し出る制度を設け、履修要項等で学生

に周知を図っている。

前学期の成績通知の後に保証人等を対象として学長主催の教育懇談会を開催し、個人別相談コーナーを設け、当該学生に係る成績評価や学習・生活上の諸問題等について個別相談に応じている。

教員は、成績入力システムを用い、シラバスの成績評価基準に基づき、成績を入力・管理している。また、教員は、この成績入力システムによって入力する際に、履修状況や評点の分布等の定量的なデータを参照・点検・評価できるほか、当該授業科目に関する教員自身の授業評価アンケートへの入力も可能となっている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学位授与方針に従い、卒業に必要な単位数、単位の修得・成績評価方法、卒業研究履修のために必要な単位数等について履修規則で規定し、学生に対して周知を図っている。履修規則の下で課程ごとに具体的な卒業認定に必要な単位数について定め、履修要項及び学年ごとのオリエンテーションやガイダンス等で学生に周知を図っている。

卒業認定は、学生が学士課程全体及び課程ごとの卒業要件を満たしているかどうかを工芸科学部教授会において審議し行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院工芸科学研究科博士前期課程及び博士後期課程全専攻に対する教育課程の編成・実施方針は、教育プログラムの提供による各分野の最先端で活躍する高度専門技術者を養成するために、「より高度な技術と理論を追求できること」「人や環境と調和する 21 世紀型科学技術の探求に繋がること」「幅広い視野を身につけた高度専門技術者の育成に寄与できること」に留意して構築することとしている。

これに基づき各専攻の教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

博士前期課程の教育課程は、専攻によって異なるが、選択科目、演習及び実験科目、特別研究を体系的に編成し、専攻ごとに修了に必要な単位数を修了要件として定めている。特別研究（研究指導等又は特別制作）、関連する演習及び実験科目（又はプロジェクト、実習）は必修としている。

修了要件として修得すべき単位数（30 単位）のうち 20（建築学専攻及びデザイン学専攻は 30）単位以上は所属する専攻の授業科目のうちから修得することを義務付けている。また、より広い視野に立った学問の修得を可能にするため、専攻共通科目として、数学、言語、人文・社会科学、運動生理学、芸術、京の伝統工芸等に関する科目を提供しており、これらの科目及び他専攻・他大学院での科目の修了要件算入

を10単位まで認めるとともに、インターンシップ科目などを活用している。これらの科目の位置付け、相互関係及び履修の順序については、履修要項に各専攻ごとのロードマップを示すことによって明確化している。

博士後期課程の教育課程は、専攻によって異なるが、選択科目、特別演習科目、研究指導を体系的に編成し、専攻ごとに修了に必要な単位数を修了要件として定めている。学位論文作成に直結する研究指導及び特別演習科目（又はプロジェクト）は必修としている。修了要件として修得すべき単位数（16単位）のうち10（建築学専攻及びデザイン学専攻は16）単位以上は所属する専攻の授業科目のうちから修得することを義務付け、専攻共通科目、他専攻・他大学院の科目の修了要件算入を6単位まで認めている。

博士前期課程修了者には修士の学位が、博士後期課程修了者には博士の学位が授与される。学位に付記する専攻分野は、修士にあつては応用生物学専攻では「農学」、建築学専攻では「工学」又は「建築設計学」、その他の10専攻では「工学」であり、博士にあつては学位に付記する専攻分野は教育研究の内容によって「学術」若しくは「工学」としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応えるため、他大学院等における修得単位や、入学前の既修得単位を大学院の単位として認定できることを大学院学則で定めている。

多くのシラバスでは、最新の研究成果・動向を大学院講義に反映した授業内容を明示している。ほとんどの専攻では、産業界等からの外部講師を招へいした特別講義・講演会等を実施し、デザイン学専攻等、企業等から提示された具体的課題に取り組むプロジェクト型の授業も取り入れ社会の要請に応えている。また、留学生を対象とした国際科学技術コースを設置している。

専攻共通科目に、博士前期課程で海外企業・研究機関での現場を体験し、実践的な場で議論・討論を行うことにより、世界で活躍できる人材を育成することを目的とした「グローバルインターンシップⅠ・Ⅱ」、「国際設計プロジェクトⅠ・Ⅱ」等を開講し、専攻の枠を超えたより広い視野を持った人材を育成している。

また、大学院関連教育プログラムの補助金や文部科学省運営費交付金特別教育研究プロジェクト経費からの支援を受け、遺伝資源専門技術者養成モデルカリキュラムの開発（平成18～21年度、総額128,911千円）、生物遺伝資源国際教育プログラムの開発・推進（平成22～25年度、総額119,903千円）、昆虫バイオメディカル教育プログラム推進事業（平成20～23年度、総額122,772千円）、建築リソースマネジメントの人材育成（平成21～23年度、総額90,499千円）、「繊維系大学連合による次世代ファイバー工学分野の人材育成」（平成24～28年度、平成26年度までの総額26,150千円）を実施し、特別教育プログラムを開講している。

このほか、留学生の受入増加や海外研修期間の確保等、グローバルアクセスを向上させるため、平成26年度から一部授業科目においてクォーター制を試行導入し学年暦の柔軟化を図っている。また、平成26年度において、「OPEN-TECH INNOVATION～世界に、地域に、社会に開かれた工科大学構想」が、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプB：グローバル化牽引型）」に採択され、グローバル化を地域から牽引することを目指している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動

向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

博士前期課程における講義科目と演習・実験・実習科目との開講科目数での比率は、おおよそ6～7：3～4である。特別研究と密接に関連する演習及び実習科目は、少人数による対話・討論型の形態をとっており、週3～8時間（1学期2～6単位）という時間割上の配当時間数であるが、学生及び教員は実験・演習・実習に実質的により多くの時間を充てており、また、修了要件単位数30単位のうち8～18単位を実験・演習・実習科目に充てることにより、演習等による授業が十分となるよう配慮している。

博士後期課程においては、講義科目と演習科目との開講科目数での比率は、おおよそ3：1である。必修の特別演習は週2～3時間（通年で3～4単位）であるが、学生の実質的な演習時間の割合は、博士前期課程よりもさらに高くなっており、また、修了要件単位数16単位のうち6～8単位を特別演習に充てることにより、演習等による授業が十分となるよう配慮している。

上記のほか、講義と実験及び演習の混成授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディア・情報機器活用授業、連携大学における研究室インターンシップ等、学習指導法の工夫を行っている。

また、特別研究等以外の必修の講義・セミナー・実習の開講や、外部講師の招請による特別講義も開講している。

文部科学省より、教育の質の向上に向けた大学教育改革の取組等として支援を受け、平成25年度においては「遺伝資源キュレーター育成プログラム」「昆虫バイオメディカル教育プログラム」「建築リソースマネジメントコース」「繊維・ファイバー工学コース」の4つの特別教育プログラムを展開している。また、平成26年度においては、「建築リソースマネジメントコース」の科目を正規課程に組み込んで実施しているほか、それ以外の3つの特別教育プログラムについても継続実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によると、授業時間を保証するため、学期あたり15週を確保し、定期試験等の期間を含めて年間35週を確保している。

授業の目的・概要、学習目標、授業計画、成績評価及び基準等をシラバスで公表し、周知を図っている。成績評価は、主としてレポートの提出及びプレゼンテーションにより行われているが、授業の出欠を評価に加える場合も少なくない。学習計画については、指導教員との協議に基づいた学生の自主的な学習計画に委ねられている。

学習時間の実態を把握するため、平成23年度から学生の受講登録時に、授業期間中の一週間の過ごし方についてアンケートを行っている。平成25年度前期に対するアンケートでは、一週間における大学院学生全体の学習時間の平均値は、「授業時間」4時間24分、「授業の予習復習や課題にとりくむ時間」3時間27分、「論文作成のための研究活動」13時間41分であり、必ずしも十分ではない。この結果は総合教育センター教育評価・FD部会で報告され、全教員に周知されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

オンラインシラバスに授業科目名、担当教員名、授業の目的・概要、15回の授業計画項目、受講にあたっての留意事項、教科書／参考書、成績評価の方法と基準を記載している。準備学習に関する指示を記載する欄は設けられていない。教員が作成したシラバスは、総合教育センター教育評価・FD部会が点検している。

平成25年度の全開講科目数とオンラインシラバスへの記載率は、博士前期課程で95%（424科目のうち404科目）、博士後期課程で100%（127科目のうち127科目）である。シラバス作成のない博士前期課程の20科目は、実質的に個別指導となる研究関連科目であり、初回授業時での資料配布などによって授業計画を学生に対して個別に示している。

平成20年度の大学機関別認証評価時においてオンラインシラバスの活用度向上が必要であるとされたことに対応して、平成20年度からは、履修登録の際には必ずシラバスを確認しなければならないオンライン登録の方式を開発し、運用している。

平成25年度を受講登録時アンケートにおけるシラバスの確認についての質問項目では、90%程度の学生が確認していると回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院設置基準第14条の規程に基づき、教育方法の特例措置を実施している。社会人特別入試により入学する学生は、出願時に必ず指導を希望する教員に相談して、教育方法の特例の具体的内容等について確認することとしており、学生個々の状況に応じて履修計画を立てられるよう配慮している。

また、一部科目を6時限（17時50分から19時20分）に開設しているほか、土・日曜日や休業期間中等に集中講義を開設している。平成25年度においては、6時限科目には7科目を、土・日曜日には15科目を開講している。このうち、全授業を土・日曜日で実施したのは10科目である。さらに、必要に応じて土・日曜日及び夜間に研究指導を行っている。

これらのことから、教育方法の特例措置を実施する課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究科履修規則において研究指導は、主任指導教員1人を含め、博士前期課程では2人以上、博士後期課程では3人以上を、学生ごとに選任し行うことを定めている。

研究指導の資格は、専攻ごとに審査する委員会を設置し、研究科教授会（博士後期課程については博士後期課程担当教員会議）において審議し認定している。

研究計画の策定と推進については、各学生の指導教員による個別指導を中心に行われている。さらに、専攻ごとに定期的実施される中間発表会や学位論文審査会・公聴会では、指導教員以外の専攻所属教員からの意見やコメントを受ける機会が設けられている。研究指導の成果は、中間発表会や学位論文審査会（博士前期課程）又は公聴会（博士後期課程）により、学生の研究成果を通じて専攻担当教員全員に対し公表されている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

博士前期課程の学位授与方針は、

1. 高度な専門的知識・能力
2. それらの柔軟な応用力に加えて、実践的な外国語能力

が求められるとしており、博士後期課程では、博士前期課程で求められる能力に加え、「創造性豊かな研究・開発能力、国際経験」の獲得を学位授与方針として定めている。

これに基づき、博士前期課程及び博士後期課程の専攻ごとに学位授与方針を具体的に定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則、大学院履修規則において成績評価基準を定めている。個別授業科目の成績評価基準は、担当教員が作成し、オンラインシラバスにおいて「成績評価の方法及び基準」という項目で明示している。また、単位認定の方法と基準は履修要項及び専攻ごとのオリエンテーションやガイダンス等で、それぞれ学生に対して公表し、周知を図っている。

成績評価は、担当教員の責任において成績評価基準に従ってなされており、この結果に基づいて単位認定が行われている。特別研究・特別制作の評価は、いずれの専攻においても発表会の場を経て担当教員集団の合議制で行われているが、学外審査委員を活用した客観的評価も実施されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価はシラバスによって公表された評価基準ののっとり行われている。評価の適切性は専攻教員会議や教授会において検証されている。

博士前期課程及び博士後期課程における実験・演習・実習科目及び特別研究（博士前期課程）・研究指導（博士後期課程）は複数の関係教員の合議により成績評価が行われている。共担の講義科目については合議による成績評価が行われている。また、建築設計学専攻、デザイン科学専攻、造形工学専攻では、修了認定に係る特別制作の審査において、学外専門家等も加わり評価を行っている。

成績発表は次学期開始前に行い、異議等がある場合は、学務課を通じて教員に申し出る制度を規定し、履修要項等で学生に周知を図っている。

教員は、成績入力システムを用い、シラバスの成績評価基準に基づき、成績を入力・管理している。ま

た、教員は、成績入力システムによって入力する際に、履修状況や評点の分布等の定量的なデータを参照・点検・評価できるほか、当該授業科目に関する教員自身の授業評価アンケートへの入力も可能となっている。教員の担当授業科目アンケートは学期ごとに統計処理され、総合教育センターの教育評価・FD部会で分析及び報告された後、教員全員にフィードバックされている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文の評価基準は、博士論文については「博士の学位授与に関する内規の運用方針」等によって「レフェリーシステムの確立した学術雑誌に掲載されたもの及び掲載され得るものを基に独自に作成されたもの又はこれらと同等と認められるもの」等と定められており、修士論文についてもこれを準用している。これらは履修要項及び専攻ごとのオリエンテーションやガイダンス等で公表・明示し、周知を図っている。

学位論文の作成に係る研究指導を行う指導教員は、博士前期課程については2人以上、博士後期課程については3人以上とされているが、審査体制については、博士前期課程、博士後期課程いずれも3人以上の論文等の審査及び最終試験に係る審査委員を研究科教授会において選出し、論文等ごとにこれらの審査委員で構成する審査委員会が組織され、書面審査、公開審査、最終試験を経て審査結果案が教授会に提出され、教授会は個別に学位授与の可否について審議し議決することとしている。また、学外審査委員を活用した客観的評価も実施している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 25 年度に、舞鶴工業高等専門学校との共同申請による「京都の産業・文化芸術拠点形成とK16 プロジェクト」が、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択され、京都に関する学習を行う科目群を充実させ、地域に関する学習を必修化している。
- 平成 26 年度に「OPEN-TECH INNOVATION～世界に、地域に、社会に開かれた工科大学構想」が、文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択され、グローバル化を地域から牽引することを目指している。
- 文部科学省より教育の質の向上に向けた大学教育改革の取組等として支援を受け、平成 25 年度においては「遺産資源キュレーター育成プログラム」「昆虫バイオメディカル教育プログラム」「建築リソースマネジメントコース」「繊維・ファイバー工学コース」の4つの特別教育プログラムを展開している。また、平成 26 年度においては、「建築リソースマネジメントコース」の科目を正規課程に組み込んで実施しているほか、それ以外の3つの特別教育プログラムについても継続実施している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の平成18年度から平成22年度入学者の標準修業年限内の卒業率の平均は80.4%（最高80.9%、最低79.9%）となっており、平成18年度から平成20年度入学者の標準修業年限×1.5年内卒業率の平均は91.3%（最高92.5%、最低90.5%）となっている。また、同期間入学者の標準修業年限経過時点での留年率の平均は16.3%（最高17.3%、最低15.4%）となっている。なお、先端科学技術課程（夜間主コース）を除く9課程では、3年次終了時点において卒業研究履修のための必要単位数を設けており、この必要単位を修得した学生は、平成22年度入学者で84.9%であり、そのほとんどが卒業している。

大学院課程においては、博士前期課程の平成19年10月から平成24年4月入学者の標準修業年限内修了率の平均は91.0%（最高92.2%、最低90.0%）となっており、平成19年10月から平成23年4月入学者の標準修業年限×1.5年内修了率の平均は95.2%（最高96.2%、最低94.5%）となっている。また、同期間入学者の標準修業年限経過時点での留年率の平均は6.6%（最高7.3%、最低5.8%）となっている。

博士後期課程の平成18年10月から平成23年4月入学者の標準修業年限内修了率の平均は48.4%（最高66.7%、最低35.0%）となっており、平成18年10月から平成21年4月入学者の標準修業年限×1.5年内修了率の平均は64.6%（最高80.0%、最低54.7%）となっている。また、同期間入学者の標準修業年限経過時点での留年率の平均は40.0%（最高48.3%、最低24.4%）となっている。

論文発表・学会発表・作品発表等に対し、学外から表彰等を受けた件数は、学部学生と大学院学生をあわせて平成25年度で56件となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学期ごとに授業終了時点で学生による授業評価アンケートを学部学生に対して実施している。近年の科目についての回収率は約90%、学生からの回収率は約60%である。平成25年度では、学習目標の達成度の設問に対して4段階で回答するアンケートの結果は平均が3程度である。満足度に関わる設問においても4段階評価で平均は3程度となっている。

平成18年度より毎年、学部及び大学院の卒業・修了予定者に対するアンケートを実施している。学習達成度の設問について、「全体としての満足度」「学習、研究の達成度」「自己形成の満足度」いずれの項目も7割以上が肯定的に評価している。

平成22年度からは、新たに「学士力アンケート」の項目を追加している。学生の入学時と現時点にお

ける自己評価により、「学士力」の修得度を問う設問である。平成 24 年度は、学士課程及び大学院課程の卒業（修了）予定者の 63%、740 人からの回答を得ている。5 段階評価による平均値は在学中すべての項目で上昇している。これらのデータの詳細は総合教育センターの教育評価・FD 部会で分析及び報告された後、教員全員にフィードバックされている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程卒業生の約 70%は、毎年度、大学院あるいは他大学大学院に進学している。

博士前期課程修了者は、就職希望者の 90%以上が就職している。また、毎年度、全専攻平均で 5%程度が博士後期課程等に進学している。博士後期課程修了者は、就職希望者の 80%程度が就職している。

平成 25 年度の学士課程卒業生及び博士前期課程修了者の就職先業種別人数は、製造業、建設業、情報通信等、それぞれ課程、専攻の専門分野を反映した就職先業種に分布している。博士後期課程については平成 25 年度修了者のうち約 30%が高等教育機関へ就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 18 年度より隔年に、在学時の学習等に関する意見を聞くため、卒業（修了）生を招き、卒業生・修了生調査協力者会議を開催している。平成 25 年度に 21 人の出席者に対して行った調査においては、外国語を読む力や、外国語で意思疎通する力では、あまり役立たなかったという評価が多いものの、幅広い知識や教養、理論や概念を使って理解・説明する力等、学習の成果が評価され、課題発見力や問題解決力等の基本的能力の獲得に役立ったとする評価を得ている。

また、毎年度、就職支援事業として実施している「Career Meeting」において、参加企業にアンケートを実施している。卒業（修了）生を採用した企業からは、理工学生としての技能・知識や論理的思考力、他者との協調・協働、倫理観等において優れていると評価されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の主要なキャンパスである松ヶ崎キャンパスの校地面積は 124,255 m²、校舎等の施設面積は 69,573 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。このほかに、教育研究センター等が置かれる嵯峨キャンパスがある。

工学及び農学教育に必要な実験・実習工場及び農場として、ものづくり教育研究支援センター及び生物資源フィールド科学教育研究センターを備え、松ヶ崎キャンパスに設置基準上必要な図書館・運動場・校舎等施設、実験研究棟、講義棟、体育関連施設等を整備している。

講義室は 43 室 4,744 m² 4,115 席を整備しており、演習室は、36 室 1,459 m²、実験実習室については 265 室 15,278 m²を整備している。

キャンパス内の施設・設備については、キャンパス・マスタープランに基づき、安全・安心な教育研究環境の整備を計画的に進めている。

京都ノートルダム女子大学が、同大学の改築のため、平成 22 年度に松ヶ崎キャンパス内に講義棟を設置し両大学の授業に利用したが、平成 26 年 4 月に無償譲渡されている。

また、京丹後市より土地・建物の無償貸付を受け、京丹後キャンパス地域連携センターを設置している。この施設は、教育・研究・社会貢献上の各種事業を実施することで京丹後市の企業や市民との交流を図るためのものであり、京丹後キャンパスを拠点に、地域・社会貢献、産学連携を行っている。

建物の耐震化については、順次、耐震化工事を行い、平成 25 年度末時点で全キャンパス（職員宿舎を除く）における建物の耐震化率は 93.8%に達している。

バリアフリー化の整備は、スロープ、障害者用トイレ、自動ドア、階段点字タイル等を設置している。また、平成 21 年度には合同講義室、平成 24 年度には本部棟に、平成 25 年度には 3 号館、6 号館、総合実験棟にエレベータを設置し、未設置棟への設置を推進している。

安全面については、安全衛生委員会による定期的な職場巡視を実施しており、安全上問題がある場合には改善措置を行っている。防犯対策としては、監視カメラを設置しており、継続的に設置場所を見直しながら効果的な配置を行っている。また、教育研究内容の性質上、化学物質や高压ガスを利用するが、それに対応して、全学的に保有状況を管理するシステム（KITCRIS）を導入している。

平成 24 年度には、毒物及び劇物取締法の規制対象であるアジ化ナトリウムが紛失する事例があったことを受け、平成 25 年 1 月に京都工芸繊維大学毒物・劇物管理要項を学長裁定として改めて定め、毒物・劇物に係る全学的システムを構築し、管理体制を強化している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学内に「KITnet4」及び「KITnet5」から構成される基幹情報ネットワーク（KITnet）が設置され、SINETあるいは「ビジネスe」を利用して、学外のインターネットに1Gbpsで接続されている。

松ヶ崎及び嵯峨キャンパスには、「KITnet」に接続可能なDHCP情報コンセント、無線DHCPアクセスポイントが整備されており、e-learningシステムによる学習やウェブによる受講登録等に活用されている。また、平成21年度よりテレビ会議システムを導入し、遠隔地での講義や会議に利用している。

情報ネットワークは、各施設等のノート管理者、サブネット管理者と連携し学内のネットワーク維持・管理業務の円滑化を実施している。またネットワークセキュリティシステムの導入により、より安全性を高めている。

また、情報処理学習に利用できる設備として、学生が使用するパソコンを、情報科学センター、附属図書館、2号館南棟、5号館、学生サービス課に計221台配置している。情報科学センター演習室については、授業がない時間帯には自学自習室として有効に活用されている。

なお、情報セキュリティ基本方針を制定し、運用している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の平成26年5月1日現在における蔵書数は393,813冊、平成25年度における図書受入冊数は3,460冊、雑誌所蔵種数は5,437種、受入種数は437種である。また視聴覚資料所蔵数は1,358点、受入点数は43点である。なお、開架冊数は約15万冊である。蔵書については、OPACを通し、パソコンから検索が可能である。

学生用図書の選書については、各部門の教員からなる学生図書選書ワーキンググループにおいて選定しており、自然科学、工学、芸術分野を中心に、教育用図書を収集している。選書にあたっては、シラバスに掲載の教科書、参考書や学生からのリクエスト図書の購入に努めているほか、学生後援会の支援により「学生選書ツアー」を開催し、学生自身による選書も実施している。このほか、学務課と連携して、全学共通科目である「KITスタンダード」科目担当教員による推薦図書も受け入れている。

平成25年度における電子ジャーナルの契約タイトル数は3,428件であり、電子ジャーナル、データベースについては、附属図書館ウェブサイト「学術情報ポータル」として整備し、一元的なアクセスを提供している。電子リソースの管理システムを導入し、タイトルリスト、複数の電子ジャーナルやデータベースを一括検索可能とする統合検索システム、複数の電子リソースを関連付け、求める論文のフルテキストへのアクセスを容易とするリンクリゾルバシステムを提供している。

附属図書館には閲覧室、整理スペース、書庫等の必要な設備を備えている。1階には、職員によるレファレンス・サービスを行うカウンター、学生用の図書コーナーを設置、2階には、閲覧スペースを備え、自然科学、化学、工学、芸術学等の関連図書を集中的に配架し、自学自習が可能なスペースを整備している。3階には人文社会系の図書を配架しているほか、グループで利用できる研修室、研究個室等を配置し、図

書館資料を利用しながらのグループ学習が可能な環境を整備している。

附属図書館は授業期間中の平日は9時から21時、土曜日は10時から17時に開館しており、試験期間等には必要に応じ日曜日も開館している。また、休業期間中も平日のみ9時から17時に開館し、開館時間の確保に努めている。平成25年度の入館者数は年間140,442人であり、うち学生が124,932人で、全体の89%を占めている。平日17時以降、土・日・祝日等の入館者は51,048人であり時間外開館の利用者が多数であることが分かる。また平成25年度の年間貸出冊数は33,193冊で、うち29,032冊が学生によるものであった。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館には、閲覧席、学習席合計471席のほか6室の自習、グループ学習用室を設置している。平成25年度の研修室、研究個室、グループ研究室の利用件数は2,099件となっている。

情報科学センター自習室には、随時アクセス可能な情報端末が25台設置されており、演習室には71台が設置されている。この端末は授業使用時以外は自習用に開放されている。情報科学センターとそれ以外の5か所の自習スペースに置かれた端末を合わせると221台となっている。平成25年度における自習スペースの利用実績は、情報科学センター自習室から12,671回、演習室から13,084回の接続が確認されており、これらを含む全自習スペースからネットワークへのログイン利用の実績は59,684回である。

また、CALL設備を導入している講義室を、全学共通教育の言語教育関連科目（学士課程の言語教育科目、大学院課程の各専攻共通科目）を受講している学生や、高年次で外国語のスキルアップ、キャリア設計のサポートを必要としている学生を対象として、授業外の自学自習支援のための指導スペースとして開放している。

定期試験期間に合わせて、講義室のいくつかを定期試験のための自学自習室として開放している。そのほか、東2号館演習室やプラザKIT、大学会館学生談話室も自習スペースとして開放している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程については、年度初めに学部オリエンテーション、課程・系別履修ガイダンス、分属後履修オリエンテーション等を実施している。

学務関係オリエンテーションでは、学部長による学部の案内、学部教務委員会委員長のカリキュラム及び全学共通科目の説明に続き、学務課による履修上の注意の説明を行っている。課程別オリエンテーションでは、課程長による専門科目や履修コース・科目群選択の説明及び卒業までの授業等履修の流れの説明に加え、研究室紹介等の資料により研究室配属に係る説明を行っている。

大学院課程では、博士前期課程、博士後期課程合同で、入学（進学）時の全体オリエンテーションと専攻別のオリエンテーションを実施し、カリキュラムや履修上の注意等の説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習面と生活面に関する学生生活の実態の把握を目的として、学生支援センターが学生生活実態調査を学部学生対象、大学院学生対象として隔年で交互に行っているが、設問は学生の意見、感想を典型的に選択させる内容のものが多く、必ずしも学生のニーズを適切に把握するものとなっていない。これらのデータや意見・要望の集計結果は報告書にまとめウェブサイトで公表している。また、様々な機会に行われるアンケート等における自由記述の回答を集約することによって学生のニーズを把握するために、『教育・学習環境の改善への意見・要望・提言等と本学の対応状況』をまとめ、対応状況とともに学内構成員に示しているが、対応を要しないと判断しているもののなかには、学習面の支援に関する学生の切実な要望が含まれている。

学士課程及び大学院課程では一部の課程・専攻でスタディアドバイザーを任命し、学生の個別相談に対応している。

また、入学から卒業までの一貫した指導、学生本人による成績や単位取得の自己管理、その他学習支援に役立てるため、学生個人の特性に応じた学習支援システム（総合型ポートフォリオ）の整備を進めている。

「KITスタンダード」検定に向けた自学自習のために、附属図書館にリテラシーに係る参考書、問題集、セミナー資料等を配架したコーナーを設け、過去の検定問題をウェブシステムにより閲覧できるようにしている。

英語学習については、特に熱意のある学生に向けて「英語特設クラス」を設けるとともに、TOEICのIPテストを学内で実施しており、学士課程1年次生を対象にTOEICのIPテストの受験料の一部を援助する事業を実施している。

留学生への支援については、日本人学生等が学業・生活の両面にわたって相談にのるチューター制度を実施している。

また、障害のある学生に対しては、その障害の内容に応じ、TAの配置、講義内容の録音許可、レポート提出期限の延長等の措置を実施している。発達障害のある学生に対しても、TAを特別に配置し、実験・演習科目の補助を行える状況としている。

これらのことから、学生のニーズの把握とその対応の更なる充実が求められるものの、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動への支援や指導は、学生支援センター課外活動専門部会が担当し、学生サービス課が日常的な対応をしている。課外活動の円滑な発展を図るため、学生課外活動団体要項、課外活動団体施設使用要項を定めている。

課外活動団体は、文化系21団体、体育系29団体が承認されている。課外活動を支援する設備としては、部室、グラウンド、体育館、テニスコート、武道場、弓道場、水泳プール、トレーニングルーム等がある。

また、京都ノートルダム女子大学、京都府立大学、京都府立医科大学との協定により、空き時間を有効利用して相互にグラウンド等の施設利用が可能となっている。

課外活動団体は、毎年度、団体継続申請を行い、学生支援センター課外活動専門部会が中心となり、活動状況及び学生の実態等を把握し、学生支援センター長が継続の承認を行っている。また、毎年、各課外活動団体の責任者等を集め、リーダーシップ・セミナーを開催し、運営等に関する指導を行うとともに、各団体の要望を聴取している。

さらに、年に2回程度、よりよい課外活動の支援を目的として、課外活動団体各代表者と学生支援センター課外活動専門部会の定例協議会を開催し、活動報告・活動計画・予算・決算等の報告を受けるとともに、意見交換、注意喚起等を行っている。

施設整備では、体育館、武道場、プール等の施設や、グラウンド散水設備等の改修を行っている。

また、コンテストやワークショップ等へ学生と教員の共同プロジェクトとして参加する場合には、年間1件あたり15～200万円の経済的支援を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生支援センターが学生生活実態調査を行い、集計結果を報告書にまとめウェブサイトで公表しているが、設問は必ずしも学生のニーズを適切に把握するものとなっていない。また、様々な機会に行われるアンケート等における自由記述の回答を集約して『教育・学習環境の改善への意見・要望・提言等と本学の対応状況』にまとめ、学内構成員に示しているが、対応を要しないと判断しているもののなかには、生活面の支援に関する学生の切実な要望が含まれている。

学生生活支援は、学生支援センター、学生相談室が中心になって、学内諸センター、諸課と連携して行っている。また、学生の健康に関する内容は保健管理センターと緊密な連絡システムを構築している。

保健管理センターには常勤医師1人、非常勤医師2人、看護師2人を配置し、学生の健康診断や健康相談を実施している。また、メンタルヘルス支援としては、保健管理センターにコミュニケーション支援室を設置し、相談員2人（臨床心理士を含む）、非常勤医師1人（精神科医）、看護師1人を配置し、不安、抑うつ、緊張、パニック、発達障害等の心のケアを行っている。

就職支援は、各課程・専攻に就職担当教員を配置し、学生との相談や指導、各関連分野の就職情報の提供等にあたっている。学生支援センター運営委員会の専門部会としてキャリアサポートディヴィジョンを設置し、就職支援活動の全体を企画・統括している。また、学生サービス課内に就職支援室を設置し、就職支援係を中心に就職ガイダンス、キャリアミーティング、面接研修、模擬面接等の就職支援活動を行っている。また、就職相談室を設け、キャリアアドバイザーによる様々な就職に係る相談を受け付けている。

人権に関わる問題に関しては人権問題委員会、ハラスメント対策委員会等との連絡体制を構築し、ハラスメント相談については、学内にハラスメント防止委員会を設置し、教職員からなるハラスメント相談員を配置している。

また、留学生への支援については、日本人学生等が学業・生活の両面にわたって相談にのるチューター制度を実施している。障害のある学生に対しては、学生相談室と保健管理センター等が連携をとって、随時相談に応じている。

このほか、男女共同参画推進センターでは、企業で働く女性等を講師として招き、キャリアデザイン等をテーマとした講演会を実施している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われているが、学生のニーズの把握とその対応は不十分であると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

入学料及び授業料免除、奨学金等の学生支援事業、学生寄宿舎・国際交流会館・下宿、アルバイトの紹介等の福利厚生事業については、学生向け情報誌『学生生活案内』を発行するとともに、ウェブサイトに掲載し、周知を図っている。

入学料及び授業料免除については、規則で定め、申請に基づき学生支援センター（生活指導専門部会）の議を経て学長が決定している。

大学院学生に対する経済支援を充実するため博士後期課程学生に対して上記の授業料免除とは別に、独自に授業料免除や奨学金支給等の追加的な支援を行っている。また、東日本大震災や災害救助法適用の原因となった災害で被害を受けた学生に対し、入学料免除や授業料免除措置も実施している。

大学院の国際科学技術コースに入学した一部の留学生に対して、独自に入学料免除及び授業料免除等の支援を行っている。

また、独自の支援制度として特待生制度を設け、学業成績が優秀な学士課程4年次生に対し授業料免除を行っている。毎年学士課程3年次までの学業成績により、各課程より推薦された10人に全額の、10人に半額の年間授業料免除を行っている。平成25年度においては、学士課程4年次生の20人に対し7,635,150円の授業料免除を行い、また、特待生制度に準じる支援として博士前期課程1年次及び学士課程3年次生の46人に対し6,027,750円の授業料免除を行っている。

このほか、京都工芸繊維大学基金による奨学金制度として、博士後期課程1年次に在学する優秀な学生に総計600万円規模の奨学金を学外委員を加えた選考委員会により選考し付与している。

京都市右京区にあった学生宿舎「洛西寮」の代替施設として、留学生・他大学生混在型の「松ヶ崎学生館」を建設し、平成25年7月より入居を開始している。平成25年度末時点の入居状況は、留学生以外の学生212室、留学生13室、京都ノートルダム女子大学留学生20室となっている。

また、国際交流会館「まりこうじ会館」を民間賃貸住宅に比べ安価に留学生に提供しており、平成25年度においては68人が入居している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 京都市右京区にあった学生宿舎「洛西寮」の代替施設として、留学生・他大学生混在型の「松ヶ崎学生館」を建設し、平成25年7月より入居を開始している。

【改善を要する点】

- 学生生活実態調査を学部学生対象、大学院学生対象を隔年で交互に行い、学習面と生活面の実態調査を行っているが、設問は学生の意見、感想を典型的に選択させる内容のものが多く、必ずしも学生のニーズを適切に把握するものとなっていない。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の質保証及び改善・向上のため、全学的な体制として総合教育センターに教育評価・FD部会を設置している。同部会は、全学的な教育の自己点検・評価を担っており、各種アンケートやGPAのデータの収集・分析、あるいは授業参観の実施等、教育改善のための取組を調整し推進している。また、同部会は教員FD研修会を毎年主催しており、全学的な教育改善、教育の質の向上を進めている。

学部及び研究科ではそれぞれの教務委員会が総合教育センターと連携を図りながら、各組織内での教育の質保証の取組を行っている。毎年度、教科課程、時間割、履修要項、シラバス等について整備しており、平成 22、23 年度には、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針の策定作業を行っている。

同部会による調査の結果をもとに、学年暦の見直し、教科課程表の反映、時間割の編成などの手続きを進めており、博士前期課程で 74 科目（全科目数の約 32%）、博士後期課程で 35 科目（全科目数の約 35%）について、平成 26 年度から年間 4 学期制を適用、試行実施している。また、毎年度、課程・専攻の個別の事情に応じた教育改善に向けた取組を支援するために、学内公募による教育研究推進事業（教育）を実施しており、総合教育センターで事業内容を審査の上、必要となる経費を配分している。この経費を活用して、プログラム改革の一環として異分野融合のプロトタイプ制作演習を中心とした大学院科目「インタラクティブデザイン」や公開講座「京の伝統発酵食品学シリーズ」の開講などが実施されている。

また、平成 26 年度の大学機関別認証評価のための自己評価書の作成においても、各業務管理センター等の保有する情報を一元的に収集・分析し評価を行うなかで、教育に関する事項の多くは、教育評価・FD部会が収集した情報をもとに分析を行い、理事や各学系長等で構成される大学評価室が中心となって作成している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学士課程の学生に対しては、毎学期の授業評価アンケートを実施し、スタディアドバイザーを通して学生の意見を聴取している。また、教員の担当授業評価アンケートにより教員の意見が集約されている。これらの学生や教員からの意見等を総括し、『教育評価・FD部会報告書』としてまとめ、教員全員に配布している。授業に対する学生からの個別の意見は授業担当教員に伝達されている。平成 24 年度には、卒業（修

了) 予定者等の意見に対する各課程・専攻の意見・感想の取りまとめを行い、3年次後期より研究室に仮配属させて学生の意欲向上を図る(応用生物学課程)、教科課程表を見直し科目の整理、統合、新設等を行う(電子システム工学課程)等、各課程・専攻での教育改善に反映している。

しかし、大学院学生に対する授業評価アンケートは実施されていないために、大学院課程における学生の満足度、達成度に関する状況が把握されていない。大学院学生に対する授業評価アンケートは、今後、大学院課程の量的拡充が図られていることから実施する必要がある。

このほか、卒業(修了)予定者アンケート等の中で「学士力アンケート」を実施している。これは、学生がアンケート形式で自己評価を行い、その修得度変化を時系列で把握するものであり、各能力がどのような科目や課外活動等を通して獲得できたのかについても調査している。この結果も教育の質保証のための資料として教育評価・FD部会の審議に活用されている。

また、博士号取得までのプロセスや経済的負担、修了後のキャリアパスに関する課題の解決のため、平成25年度より、博士後期課程に在籍中の大学院生を対象に、学位取得に向けた進捗状況調査を行い、総合教育センター運営委員会及び専攻長等会議に報告している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が不十分であり、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていないと判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見を汲み上げる全学的な取組としては、総合教育センター主導の外部有識者による教育プログラムの検証がある。平成20、21年度の2年間に、先端科学技術課程(夜間主コース)を除く学士課程の教育プログラム及び基盤科学系プログラムについて実施している。

この検証では、課程等ごとの評価者による『教育プログラムの検証 実施報告書』に対し「対応」を作成している。これらは『教育評価・FD部会報告書』に掲載されている。各課程等の外部評価はおおむね「適切である」であったが、それぞれ改善すべき点の指摘もあり、教育改善に取り組んでいる。例えば、開講科目の見直しや少人数教育の改善等を進めている。このほか、教育懇談会での保護者からのアンケートや卒業生・修了生アンケート、卒業生・修了生調査協力者会議での意見聴取結果も改善に役立てている。

また、先端科学技術課程(夜間主コース)においては、学生の多様なニーズや社会からの要請等に配慮し、平成22年度入学生から教育課程の改正を行っている。具体的には、専門基礎科目においては開講科目数を15科目から10科目に集約し、課程専門科目においては知的財産に係る人材育成プログラムの開設及び各専門分野の概論科目の開設を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD活動の中心として、年1、2回の教員FD研修会を開催している。FD研修会では、JABEE(日本技術者教育認定機構)認証を受けている課程の事例を紹介するほか、中央教育審議会答申の解説等国の政策動向や各専攻における具体的な教育改善活動を報告している。全教員のうちの参加者は12%程度で推移している。

また、教育内容や教育方法の改善のために教員相互の授業参観を実施し、参観者及び授業者からのレポートを提出させている。レポートは、情報交換・自己改善のための資料としている。対象授業は学部・

大学院の全講義科目とし、新任教員には、最低1授業の参観を義務付けている。平成25年度までは、参加者は10人程度で推移していたが、平成26年度前学期に、参加者が所属教員の半数以上となった部門に対し予算の増額配分を行ったことにより、授業参観者数は66人となっている。

これらの内容は、『教育評価・FD部会報告書』に取りまとめ、隔年で教員全員に配布しており、教育プログラムの改善、授業内容の充実等、組織全体の改善に役立っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

技術職員は、事務職員と共通の「職員研修体系」に基づいて行う一般的研修に加えて、技術職員としての専門的スキル向上のための研修に参加している。また、労働安全衛生法に関する資格取得などに努めるとともに、その成果を技術報告集にまとめ、公表している。平成21年度以降、技術職員7人が8種17件の資格を新たに取得しており、現在、技術職員27人中20人が26種の資格を取得している。技術職員は、科目別授業支援報告書により実験・実習の改善策を提言している。

TAに対しては、実験・実習等を担当する教員から教育補助者としての基本内容について指導が行われており、任用時に文書でその旨の周知を図るとともに、実施報告書を提出させることにより、業務内容を意識させることで、資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院学生について授業評価アンケートを実施しておらず、学習の達成度や満足度の把握が不十分である。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成25年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産35,912,443千円、流動資産1,803,265千円であり、資産合計37,715,709千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債5,605,421千円、流動負債2,444,554千円であり、負債合計8,049,975千円である。これらの負債は、長期及び短期のリース債務5,348千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

また、当該大学では、当期損失を計上したため、利益剰余金が111,300千円赤字となっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成21年度からの5年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成22～27年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。
これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 8,375,447 千円、経常収益 7,953,730 千円、経常損失 421,717 千円、当期純損失 421,717 千円であるが、目的積立金 126,828 千円を取り崩すも、当期総損失 294,889 千円となっている。また、貸借対照表における繰越欠損金 111,300 千円となっている。

大規模な施設整備事業の実施に当たり、関連部署や委員会の連携が不十分であったため、評価対象期間内に軽微ならざる支出超過の時期があった。しかし平成 26 年度中に償還完了しており、全般的には過大な支出超過となっていない。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、財務基本方針に基づき、年度毎に予算実施計画書を作成し、財務委員会、役員会、教育研究評議会、経営協議会の議を経て、教育研究活動に必要な経費を配分している。

さらに、公募方式により重点配分を行う教育研究推進特別経費を設定し、特色ある取組及び重点的に推進すべきと判断される取組に対し、審査の上、必要な経費を配分している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパス・マスタープラン及び設備マスタープランに基づいて計画的に行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、財務委員会、役員会、経営協議会、教育研究評議会の議を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、業務監査と会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査実施要領に基づき、公認会計士に監査員を委嘱している。

また、監事、会計監査人、内部監査人が連携して監査を実施する体制が整備されており、適切に実施されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、役員会、8人の学外委員を含む経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、監事を置いている。各組織の審議事項は、学内規則で定めている。学内の職員や学外の有識者からなる学長室を学長の下に設置し、学長の特命事項の遂行や特定事項の助言、協力等を行っている。また、役員会の下に、大学運営に関する戦略を企画・立案・調整する基本構想委員会、人事委員会、財務委員会を置き、基本構想、人事、財務を審議するとともに、広報、大学評価、男女共同参画に関わる学長直属の組織を置いている。大学組織としては、大学運営に関する戦略を企画・立案・調整する「大学戦略キャビネット」、組織間の連携・調整を図る「大学運営連絡会議」、重点戦略を推進する「大学戦略推進機構」、教育研究に関する業務を担う8つの業務管理センターを設置している。

事務組織は、1人の理事が事務局長として統括する事務局を置き、事務業務を全学一元的に実施している。教員292人に対し、事務局に職員を132人配置している。このうち、再雇用職員で構成するKITビューローには11人を配置し、経験を活かした業務等を遂行している。

危機管理については、危機レベルに応じて、危機対策本部、各課・室等で対応する緊急時の情報伝達と責任体制を構築し、初動対応マニュアル、ポケット版災害時の対応マニュアルを整備し、学内構成員に周知を図っている。そのほか、環境・安全教育デーを設け、環境安全教育と全学的な総合防災訓練を実施するとともに、自衛消防組織の構築、応急活動マニュアルの整備、AED講習等を実施し、自衛消防隊訓練大会に参加している。

大規模災害発生時に備え、大学独自の安否確認システムを構築し、体制の整備を図っている。また、備蓄物品についても、量的な見直しを図るとともに、有事の際の救援物資の優先的提供について、生活協同組合と覚書を締結した。また、近畿地区の13国立大学で、大規模な自然災害や重大な感染症のまん延等が発生した場合に、生活必需物資の提供や教育研究活動等の復旧・再開のために必要な教職員等の相互派遣等の連携・協力を行うことを定めた協定を締結している。

輸出管理体制と法令遵守の仕組みについては、規則整備の上、安全保障輸出管理マニュアルを作成し、学内構成員に周知徹底している。

そのほか、個人情報については、監事を監査責任者とし、毎年監査を実施している。不正経理に対応するため、公的研究費の不正防止等対応マニュアルを整備し、公表するとともに、学内説明会等を実施するなど、周知徹底を図っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

各種学生アンケート等により管理運営に関する学生のニーズを調査している。

職員からの提案に基づく管理運営改善の仕組みとして事務マネジメントシステムを構築している。業務担当課及び担当課以外の所属職員から提案を受け実行に移された事務改善プログラムは243件、うち実際に改善が図られたものは203件である。

また、教職員の意見・要望を聞き、大学運営等の改善に活かすため、ウェブサイトに「意見箱」を設置し、寄せられた意見から、喫煙場所の廃止やコンセントの改修等を実施している。

また、平成24年度に、大学が目指す方向性について、社会情勢や地域から期待される役割等を踏まえ学内の多様な意見を聴取するために、学長補佐や若手教職員を中心とした学長室室員を交えて、学長補佐・学長室会議を開催している。

学外関係者のニーズについては、オープンキャンパス時の受験生・保護者等へのアンケートや卒業生・修了生調査協力者会議、学生後援会総会、教育懇談会、高等学校教員との懇談会等を通して、教育内容等に関する意見の聴取を行っている。これらの意見聴取の結果は『教育・学習環境の改善への意見・要望・提言等と本学の対応状況』の冊子に集約し、対応状況と合わせ学内構成員に示している。

前学期の成績通知の後に保証人等を対象とした学長主催の教育懇談会を開催し、保証人等からの意見を聴取する機会を設けている。

このほか、平成 24 年度には、連携大学や地元自治体・経済団体等の学外関係者から広く意見を聴取することを目的とした「将来ビジョン懇話会」を設置し、教育研究組織再編をはじめとする教育研究の高度化や、COC実行本部の設置等、大学の地域中核機能の強化を行っている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

2人の非常勤監事を置いている。監事は監事監査規則及び実施細則に基づき業務の適正かつ能率的な実施を図るとともに、会計経理の監査を実施している。

監事は、監事監査計画に基づき、教育・研究、大学の管理運営等を監査するとともに、会計監査人からの報告を受けて行う決算報告書・財務諸表等の監査を実施し、結果については、書面により学長に報告している。監事意見に対しては取組状況を監事に説明するとともに、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告している。

また、監事はこれら監査のほか、役員会、教育研究評議会、大学運営連絡会議等の重要会議に出席し、業務に関する情報収集や意見交換、適切な助言や指導等を行っている。

これらの監事の活動は、平成 23 年度以降では、学術論文投稿料・掲載料の支援、学長補佐制度及び学長室員制度の創設、大学戦略キャビネット、大学運営連絡会議及び大学戦略推進機構の設置、産学官連携コーディネータ等による各種公募事業の申請書類作成支援、教員と企業とのマッチング支援等の充実及び大学公式のソーシャル・ネットワーキング・サイトの開設等に結びついている。

監事による業務監査、財務監査等を円滑に進めるため、監査サポート室を設置し、監事を支援している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員の業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員就業規則に基づき研修の場を提供している。また、「教職員の研修等による全学的な人材育成計画」を定め人材の育成を組織的に行っている。

役職員は、国立大学協会の大学マネジメントセミナー等、外部の機関が主催する各種研修会に積極的に参加し、管理運営の資質向上に努めている。

職員は、国際交流や財務・会計等の業務ごとに必要となる知識、理解力、判断力を養成するため課長から一般職員まで階層に応じた学内外の研修プログラムに、平成 25 年度実績において 40 件、延べ 394 人が参加している。

このほか文部科学省、大学評価・学位授与機構、日本学術振興会、大学コンソーシアム京都、京都ノートルダム女子大学等に職員を 1 年以上派遣し、多様な業務に従事することによって経験の幅を広げ、職員の資質向上を図っている。また、「職員研修体系」をまとめ、職員の研修を整理し、これに基づき研修を実

施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

外部評価を含め、全学の自己点検・評価を一元的に企画・立案・実施する大学評価室を設置している。平成23年度には、大学機関別認証評価・選択評価における評価基準・観点等を準用し、自己点検・評価を実施している。学部・研究科の各課程・専攻や、各教育研究センター等が組織ごとの自己分析を行い、その結果を、大学評価室において分析し、取りまとめている。

また、毎年度、担当理事等が中心となり、学内ウェブシステム「中期目標・中期計画管理システム」を利用して中期目標・中期計画に基づく各事業年度計画の実施状況を全学的に検証し管理している。このシステムにより構成員間でデータ、進捗状況、課題等を共有している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-2② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成20年度には、大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受け、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果を得ている。

第1期中期目標期間（平成16～21年度）における教育研究に関しては、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構が設ける国立大学教育研究評価委員会による評価を受けている。平成22年度からの第2期中期目標期間についても、各事業年度における業務の実績に関する自己評価書を経営協議会で審議の上、国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けている。

また、平成23年度に自己点検・評価を実施し、平成24年度に自己点検・評価に対する有識者による外部評価を実施している。外部評価では、役職者と評価委員との意見交換のほか、一般教職員や学生・卒業生と評価委員との面談を実施し、より多角的な評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

大学機関別認証評価や国立大学法人評価に関し評価機関等から指摘を受けた事項、あるいは自己点検・評価により課題と認識した事項は、担当理事を中心に各業務管理センター等で検討した上で、改善策を講じ、実施状況を大学評価室で取りまとめ、ウェブサイトで公表している。平成23年度の自己点検・評価及び平成24年度の外部評価に関しても、評価結果による課題とその改善策及び実施状況をウェブサイトにおいて公表している。

外部評価の実施による改善のための取組として、教養科目において科目種・開講数が十分でないため、3大学連携による教養教育共同化の教育課程の充実が期待されていたことから、「京都学」をはじめとする教育課程の開発や3大学で異なる学年暦の調整により、平成26年4月より68科目を開講していることが挙げられる。このほか、異分野の連携、融合が十分でなく、それに伴う新領域の創出に至っていないという指摘に対し、平成25年4月に、分野融合的な新領域の開拓を目指して、拡張コミュニティエイド研究セ

ンター及びプラズマ制御科学研究センターを設置する等の改善を実施している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 関連部署や委員会の連携が不十分であったため、軽微ならざる支出超過となった時期があり、財務及び監査の機能強化が望まれる。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学部及び大学院の目的は、ウェブサイトで公表するとともに履修要項に掲載し学内構成員に対し周知を図っている。

目的とともに「本学の理念」を定め、ウェブサイト及び大学概要に掲載しているほか、学内向けのポケットガイドや学生生活案内に掲載し、初任者研修、新入生オリエンテーション、1年次生対象の科目である「KIT入門」で周知を図っている。また、中期目標をウェブサイトに掲載し、学内外に公表している。

さらに、大学の理念を象徴するものとしてシンボルマークを作成し、その解説とともに、ウェブサイト、大学概要、ポケットガイド等に掲載し学内外に明示している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、課程・専攻ごとに定められ、ウェブサイト、学生募集要項等を通して公表し、周知を図っている。また、オープンキャンパス等においても入試説明の一環として紹介されている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、課程・専攻ごとに定められ、履修要項により学生に周知を図るとともに、ウェブサイトにて学内外に公表している。教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、新入生オリエンテーションのほか、「KIT入門」で取り上げ、学内構成員への周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

ウェブサイトに「教育情報等の公表」というバナーを設け、1. 教育研究の目的及び基本組織、2. 教員組織、教員数及び学位・業績、3. 入学者の受入方針及び入学者数、収容定員及び在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者・就職者数等、4. 授業科目、授業の方法・内容、授業計画、学修成果の評価、卒業・修了認定基準、5. 校地、校舎等の施設・設備、教育研究環境、6. 授業料、入学金等大学が徴収する費用、7. 学生の修学・進路選択及び心身の健康等への支援など、7項目に分け説明している。

自己点検・評価、大学機関別認証評価の結果及び財務諸表・財務状況についてもウェブサイトで公表している。

上記のほか、教育研究活動について、各種刊行物を発行し配布し、公表している。それらはウェブサイ

京都工芸繊維大学

トにおいても閲覧することができる。

また、留学希望者等への広報及び基礎情報の提供のため英語ウェブサイトを設けるとともに英文冊子『KYOTO INSTITUTE OF TECHNOLOGY』を刊行・配布し、国際的な情報発信を行っている。

そのほか、大学としての強みや特色を明確にするため、平成 25 年度には、大学公式のソーシャル・ネットワークワーキング・サイトを利用して、特に、高校生、学部学生、大学院学生、卒業（修了）生に向けた教育研究活動の情報発信を進めている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 京都工芸繊維大学

(2) 所在地 京都府京都市

(3) 学部等の構成

学部：工芸科学部（平成 18 年 4 月 1 日設置）、
工芸学部、繊維学部（平成 18 年度から学
生募集停止）

研究科：工芸科学研究科

附置研究所：なし

関連施設：附属図書館、美術工芸資料館、情
報科学センター、環境科学センター、
ショウジョウバエ遺伝資源センター、
機器分析センター、アイソトープセ
ンター、繊維科学センター、生物資
源フィールド科学教育研究センター、
ものづくり教育研究支援センター、
昆虫バイオメディカル教育研究セン
ター、伝統みらい教育研究センター、
保健管理センター、創造連携センタ
ー、知的財産センター、ベンチャー
ラボラトリー

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 2,858 人、大学院 1,197 人

専任教員数：292 人

助手数：2 人

2 特徴

本学の歴史は、明治 30 年代に始まる。日本の近代化が進み、新しい世紀を迎える時期に京都高等工芸学校（明治 35 年設置）及び京都蚕業講習所（明治 32 年設置）が開学した。その後、それぞれに改革・改称を経て戦後を迎えると、昭和 24 年の学制改革により、両前身校は合体して、工芸学部、繊維学部の 2 学部からなる京都工芸繊維大学として発足した。また、昭和 40、41 年には大学院修士課程、工芸学研究科（6 専攻）及び繊維学研究科（3 専攻）を設置した。

昭和 63 年には、工芸科学研究科（博士前期（修士）課程 6 専攻、博士後期（博士）課程 3 専攻）の設置と、学部学科の改組、工業短期大学部（夜間課程）の廃止転換、両学部における昼夜開講制の実施等、本学発足以来の抜本的な改革を行った。その後、デザイン経営工学、先端ファイブ科学、建築設計学といった特色ある学

科・専攻を設置した。

平成 16 年 11 月、国立大学法人への移行を機に大学の理念を再構築した。理念は「知と美と技そして京」をキーワードとし、本学が果たすべき役割と目指すべき方向を鮮明に示す、メッセージ性の高いものとしてある。

平成 18 年 4 月には、この理念に沿って、教育研究組織の大幅な改組を実施した。学士課程は、従来の 2 学部 7 学科を統合して工芸科学部を新設し、3 学域 10 課程とした。また、博士前期課程は既設の 9 専攻を 12 専攻に、博士後期課程は、学士課程、博士前期課程との関係を明確にした 4 専攻へと、それぞれ再編した。

平成 22 年には、新しい材料科学・工学を切り拓くことを目的とし、工芸科学研究科バイオベースマテリアル学専攻を設置した。さらに平成 26 年 4 月、大学院における造形分野の各専攻を建築学専攻及びデザイン学専攻に再編するなど、大学のミッションの明確化と教育研究組織の充実を図り、改組・改称を実施した。

関連組織では、昭和 55 年に「美術工芸資料館」を設置し、ポスター、建築図面、工芸品等を収集・公開している。産学官連携においては、平成 2 年の「地域共同研究センター」設置を皮切りに体制充実を図り、現在では「創造連携センター」、「知的財産センター」、「ベンチャーラボラトリー」の 3 組織により、戦略的に共同研究等を推進している。遺伝資源の分野では、平成 11 年に「ショウジョウバエ遺伝資源センター」を設置し、世界の中核センターとなっている。平成 18 年には、「繊維科学センター」及び「ものづくり教育研究支援センター」を設置し、また、平成 22 年には、それまで時限を定めて置いていた「昆虫バイオメディカル教育研究センター」及び「伝統みらい教育研究センター」を常設化した。これにより、本学の伝統や特色に関連する各分野の教育研究を充実させている。

本学は、「工芸科学」という学部・研究科の名称が示すように、京都の伝統文化と現代工学の融合を目指して教育研究活動を行ってきた。現在は、バイオ、材料、情報、環境等の先端科学技術分野から建築・デザインまで、幅広い分野において「人に優しい実学」を目指した個性ある教育研究を行っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

大学開学時（昭和 24 年）に本学通則に定められた本学の目的は、前身校 2 校の歴史や大学の設立経緯及び大学名称に呼応して「工芸及び繊維」に関する学術を謳っている。その後 65 年、数次の改革・改組を経てきたが、工芸学及び繊維学から発展した工芸科学、すなわちヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーを教授・研究する大学として自らを位置づけている。さらに法人化を機に平成 16 年 11 月、大学理念を策定した。本学の歴史に通底して流れるものは知性と感性との協奏であり、知・美・技の探究、文化・芸術と科学・技術との融合である。

● 京都工芸繊維大学の理念

京都工芸繊維大学は、遠く京都高等工芸学校及び京都蚕業講習所に端を発し、時代の進展とともに百有余年にわたり発展を遂げてきた。本学は、伝統文化の源である古都の風土の中で、知と美と技を探求する独自の学風を築きあげ、学問、芸術、文化、産業に貢献する幾多の人材を輩出してきた。本学は、自主自律の大学運営により国立大学法人として社会の負託に応えるべく、ここに理念を宣言する。

○ 基本姿勢

京都工芸繊維大学は、未来を切り拓くために以下の指針を掲げ、教育研究の成果を世界に向けて発信する学問の府となることを使命とする。

- ・ 人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識し、人間と自然の調和を目指す。
- ・ 人間の感性と知性が響き合うことこそが、新たな活動への礎となることを深く認識し、知と美の融合を目指す。
- ・ 社会に福祉と安寧をもたらす技術の必要性を深く認識し、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指す。

○ 研 究

京都工芸繊維大学は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発展させ、研究者の自由な発想に基づき、深い感動を呼ぶ美の探求と卓越した知の構築によって、人類・社会の未来を切り拓く学術と技芸を創成する。

○ 教 育

京都工芸繊維大学は、千年の歴史をもつ京都の文化を深く敬愛するとともに、変貌する世界の現状を鋭く洞察し、環境と調和する科学技術に習熟した国際性豊かな人材を育成する。そのため、自らの感動を普遍的な知の力に変換できる構想力と表現力を涵養する。

○ 社会貢献

京都工芸繊維大学は、優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。

○ 運 営

京都工芸繊維大学は、資源の適正で有効な配置を心がけ、高い透明性を保ちつつ、機動的な判断と柔軟かつ大胆な行動をもって使命を達成する。

大学理念は、「知と美と技そして京」の 4 文字を用いて、本学の 110 余年にわたる伝統と学風、21 世紀の将来像を描き、教育、研究の目的及び社会貢献、大学運営の指針を定めたものである。この大学理念は、平成 18 年の改組を機に教育研究組織の編成へと展開し、大学の目的を反映させた学部・学域・課程の教育目標、育成す

べき人材像、カリキュラムを設計し一貫性のある教育体系としている。

大学理念に謳われている「知」と「美」と「技」そして「京」、これらの4つのキーワードは、学部教育組織における3つの学域に体现され、第1学域（生命物質科学域）では、鋭い知性をもつ科学技術者の育成、第2学域（設計工学域）では、幅広いものづくりに習熟した工学技術者、そして第3学域（造形科学域）では感性に優れた建築家やデザイナーの育成に主眼をおいて教育を展開する。3つの学域は、知と美と技を究めていくための教育・研究分野であるが、京は、それらを横に繋げて異分野リテラシーを獲得するための知的触媒として作用するものである。

大学院においては、これまで博士前期課程・博士後期課程の各専攻を3つの学域に区分することによって体系化していたものを、平成26年4月に大学のミッションを明確化し、教育研究の一層の充実を図る観点から、造形分野の専攻をさらに2つに区分し、改めて体系化し直した。また、本学の特色ある繊維関連分野及びバイオ材料分野の教育研究を担う、先端ファイブ科学専攻及びバイオバースマテリアル学専攻は、独立専攻として設置している。大学院の教育目標は、工学系大学の特色を活かした、国際的に活躍できる高度専門技術者の育成である。

平成18年4月の改組における学部、大学院の設置趣旨から、教育研究上の理念と目的の要点を列記する。

●工芸科学部の教育研究上の理念と目的

幅広い教養と高い倫理性を有し、自らの構想力と遂行力によって21世紀の産業、社会、文化に貢献できる工科系専門技術者を養成することを目的とする。

●工芸科学研究科の教育研究上の理念と目的

本学の理念や長期ビジョンに掲げる「21世紀の産業と文化を創出する『個性的で感性豊かな国際的工科系大学』づくり」を目指して大学院の充実を図るとともに、科学技術の進展や社会の要請に応えるため、大学院が担うべき人材養成機能の役割を踏まえた教育研究を展開する。

[博士前期課程]

- (1) 高度な専門的知識・能力を持ち、柔軟で応用力のある21世紀の社会を切り拓く高度専門技術者の養成
- (2) 実践的外国語能力を備えた国際的に通用する高度専門技術者の養成

[博士後期課程]

- (1) 創造性豊かな優れた研究・開発能力を有し、自立して研究活動が行える研究者、開発技術者の養成
- (2) 実践的外国語能力や国際経験を有し、国際舞台で活躍できる研究者等の養成